

作成年月日	令和6年11月27日
作成部局名 課室名	財務部財政課

財 第 1 5 4 1 号
令 和 6 年 1 1 月 2 7 日

各 部 長 様

財 務 部 長

令和7年度の予算編成について

本県の経済動向については、個人消費や雇用・所得環境に改善が見られ、一部に弱い動きが見られるものの、緩やかに改善しています。

令和5年度決算においても、県政改革方針に基づく取組が着実に進んだこと、円安やインバウンド需要増など企業業績の回復に伴う税込増により、後年度精算を除く実質収支は約35億円の黒字を確保し、財政基金残高も震災以降、約30年ぶりに100億円を超え、緊急時に機動的な対策を行う財源として、当面の積立目標を達成しました。

しかし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。さらに、アメリカ新政権の経済政策による為替変動や、それに伴う国内物価への影響、中東地域をめぐる情勢など、今後の先行きは不透明な状況です。

また、令和6年度当初予算をもとに見直した財政フレームでは、公債費負担等により、令和10年度までに総額215億円の収支不足が見込まれます。加えて、17年ぶりとなる日銀の利上げによる金利上昇など、多額の県債残高が財政構造上の課題となっている本県にとって、厳しい財政環境が続きます。

こうした厳しい環境にあっても、「躍動する兵庫」の実現に向け、その歩みを止めるわけにはいきません。そのためには、県政改革を更に進め、県民に直接届く政策を充実していく必要があります。選択と集中を徹底し、限られた財源を効率的・効果的に活用するとともに、ふるさとひょうご寄附金など新たな財源の確保や公民連携による事業実施手法なども積極的に活用し、県民が安全安心に包まれ、一人一人が躍動し、輝ける兵庫づくりに取り組んでいかなければなりません。

各部等におかれては、国の政策動向や地方財政対策に十分留意しつつ、部長等のマネジメントによる創意工夫を生かし、選択と集中を基本に施策の優先順位を明確にした上で、下記の方針に基づき、予算要求するようお願いいたします。

I 令和7年度予算編成の基本方針

- 1 県政改革方針に基づき、県政改革を推進するための取組を進める。

[県政改革方針の基本方針]

- ① 躍動する兵庫の実現
 - A オープンな県政の推進
 - I 「誰も取り残さない」県政の推進
 - U 県民ボトムアップ型県政の推進
- ② 持続可能な行財政基盤の確立
- ③ イノベーション型行財政運営の実現
 - A 「ビルド」を重視した行財政運営
 - I 成果を重視した施策立案手法の導入
 - U 透明性向上のための外部評価の積極的活用

- 2 財政フレームで示す財政運営の目標を堅持し、適切な対応を行う。

- 3 各部等は、県政改革方針に基づく行政施策（事務事業）の「見直しの視点」を踏まえ、部長等のマネジメントにより一層の事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、躍動する兵庫の実現の具体化・加速化をさせる施策に重点的に取り組む。

また、「ひょうご事業改善レビュー」の外部委員会の意見等を踏まえ、効果的な施策展開のためのブラッシュアップなど、事業の改善を図る。

[県政改革方針の行政施策（事務事業）見直しの視点]

- ① 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し
- ② 市町への権限委譲や地方財政措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化
- ③ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化
- ④ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化
- ⑤ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進
- ⑥ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進
- ⑦ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保

- 4 経済・財政新生計画に基づく歳出改革、社会保障と税の一体改革、地方創生対策など、国の政策や地方財政対策について十分注視し、県予算へ適切に反映する。

- 5 災害対策などの緊急的な対策を除き通年予算を編成する。

Ⅱ 歳入に関する事項

1 県税

今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。

2 地方交付税、地方譲与税

- (1) 地方財政計画を適切に踏まえ、的確に見積ること。その際、普通交付税は、国の指示伸び等を十分踏まえること。
- (2) 社会保障関係費の増加分はもとより、地域が独自で取り組む経済雇用対策や防災・減災対策などの財政需要を適切に地方財政計画に反映するよう国に求めること。

3 国庫支出金

- (1) 事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に勘案しつつ、積極的な活用を図ること。
- (2) 公共事業は、計画的な事業の推進を図るために必要な国庫支出金の確保に努めること。
- (3) 地方に超過負担が生じている場合は、国に是正を求めること。併せて、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないよう国に求めること。

4 県債

今後償還を迎える県債が増加すること等に伴い、公債費に関する指標が厳しさを増すことが見込まれることから、県債の活用にあたってはこれまで以上にその必要性を十分精査するとともに、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な県債を積極的に活用すること。

5 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性の向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図ること。

6 財産収入等

- (1) 未利用の財産及び施設の移転や統廃合によって生じる遊休資産等のうち公共利用が見込めないものについては、計画的かつ積極的に売却すること。
- (2) ネーミングライツについて、対象施設の拡大やスポンサー特典の付与などの柔軟な制度運用を行うとともに、新たに令和6年度から導入したイベントの冠スポンサーなど、新たな対象への導入を積極的に促進すること。
- (3) 県施設や広報誌、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保すること。
- (4) ふるさとひょうご寄附金・企業版ふるさと納税は、公民連携による事業実施及び財源確保のため、既存プロジェクトを抜本的に見直すとともに、新規プロジェクトについても積極的に活用を検討し、予算要求すること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 予算要求基準

令和7年度の予算要求枠は、部長等のマネジメントのもと、より有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、ビルドを重視した行財政運営の取組を促進する観点から、次のとおり設定する。予算要求枠を遵守のうえ、施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

なお、要求時点で詳細が不明な国における制度改正、事業の見直しなどは、予算編成過程で検討し、必要な措置を講ずる。

[予算要求枠]

(1) 一般事業枠

- ① 施設維持費：令和6年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
 - ② 経常的経費：令和6年度当初予算充当一般財源額の85%の範囲内
 - ③ 政策的経費：令和6年度当初予算充当一般財源額の85%の範囲内
 - ④ 指定経費：令和6年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
- なお、削減額を新規枠（部長マネジメント分）の財源として活用

(2) 重点政策枠

① 若者・Z世代応援パッケージ枠

- ・対象事業：「攻めの県政」の大きな柱の一つとして、人口減少・少子化対策が待ったなしの状況にある中、これから結婚・子育てをしていく若い世代への支援として実施する以下の事業
 - ア 県立大学の授業料等無償化
 - イ 奨学金返済支援制度の拡充
 - ウ 不妊治療支援の強化
 - エ 子育て世代が住みやすい住宅政策プロジェクト
- ・配分額：所要額要求

② 大阪・関西万博開催に向けた取組推進枠

- ・対象事業：ひょうごEXPOweekの設定による魅力発信や機運醸成、ひょうごEXPO DREAM BUILDERS、フィールドパビリオンの展開など、大阪・関西万博期間中及びアフター万博に向けアクションプランに基づき取り組む新規・拡充事業
- ・配分額：5億円（一般財源ベース）

③ 兵庫サステナブル事業枠

- ・対象事業：企業版ふるさと納税を原資に積み立てた、持続可能な兵庫づくり基金を活用し、カーボンニュートラルシティの実現、中小企業を中心とした県内企業の脱炭素化支援など、社会的課題の解決と持続可能な社会づくりの両立を加速させるために取り組む事業

④ 新規枠（部長マネジメント分）

- ・対象事業：躍動する兵庫の実現に資する新規・拡充事業
- ・配 分 額：10億円（一般財源ベース）

⑤ 地域創生枠（新設）

- ・対象事業：兵庫県地域創生戦略の推進を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ等）を活用して実施する新規事業
- ・配 分 額：5億円（事業費ベース）

(3) 個別事業枠

① 義務的経費

県政改革方針を踏まえた所要額とするが、直近の決算額や事業実績等を踏まえ、所要額を厳密に精査すること。

（対象経費）

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく経費

② その他指定事業、特別会計等への繰出金

所要額を厳密に精査するとともに、このうち事務的経費について、一般事業枠の実質的な削減率と同率の削減を行うこと。

③ 超過課税活用事業

超過課税収入の範囲内で事業実施することを基本とし、これまでの活用実績や今後の活用方針、超過課税の主旨等を踏まえ、事業量及び事業内容の見直しを図ること。

④ ファンドレイジングの視点に立った自主財源の積極的な活用

企業や県民との協働を通じた県政運営を具体化するため、部局自らがファンドレイジングの意識を持ち、寄附金の獲得目標を設定し、ふるさとひょうご寄附金や企業版ふるさと納税等の寄附金を財源とすることがふさわしい事業について積極的に検討すること。

(4) 投資事業枠

① 普通建設事業費

補助事業・単独事業について、県政改革方針で定める地方財政計画の水準を基本とした事業費とする。

厳しい財政状況を踏まえ、補助事業は計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保し、単独事業は事業の必要性や事業効果を十分に検証し、事業量及び事業内容について、適切な見直しを行うこと。

また、県政改革方針に基づき、県民目線に立った適切な事業水準を確保するため、本県実負担が増加しない範囲で、予算協議のうえ補助事業・単独事業間の振替えを認めることとする。

② 災害復旧事業 所要額

③ 本庁舎再編事業

令和8年度に予定されている県庁1、2号館からの移転費用等本庁舎の再編に伴う経費については、所要額を精査の上、必要な経費を各部において要求すること。

なお、本庁舎再編がなかった場合でも実施していたであろう業務効率化に資する経費等については、「業務改革の推進に関する要求」（いわゆる事務改善枠）として整理し要求するなど、本庁舎再編に必要な経費のみを要求すること。

(5) 被災地支援事業費 所要額

(6) 県民局・県民センター事業

① 地域躍動推進費

・対象事業：県民局・県民センターがマネジメント力を発揮し、地域の実情に応じた施策を機動的・積極的に展開する新規・拡充事業等

・配分額：

ア 通常枠 8.5億円（一般財源ベース）

イ 公民連携・万博推進枠 1億円（一般財源ベース）

ウ 地域創生枠 1億円（事業費ベース）

※ 事業実施にあたっては、国の地方創生推進交付金や寄附金などを積極的に活用するとともに、市町・民間との役割分担等を十分踏まえること。

② 予算措置要求

以下に該当する事業は、本庁所管課を通じて予算措置要求すること

ア 全県的な課題に対応するための新たな事業、又は、当該課題に関連する既存事業を組み替える事業

イ 本庁既存事業の中で、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まる事業

IV その他留意事項

1 事業の成果指標、目標、終期、廃止・見直し基準の設定

データ等の合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）を原則とし、新規施策の立案にあたっては、可能な限り定量的な成果指標、目標、終期を設定すること。

また、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定すること。

2 業務改革の推進に関する要求

『新しい働き方推進プラン』（令和5年2月策定）に基づき、ICTを活用した業務改革や超過勤務の縮減に関する取組を本格化するため、ノーコードツールやRPA等による定型業務の自動化や、ペーパーレス化など業務執行方法の見直し等により、業務効率化に資

する取組については、県政改革課（デジタル改革課）で取りまとめのうえ、所要額を予算要求すること。

3 情報システム関係の要求

情報システム関係の構築費・保守料等は、予めデジタル改革課による経費の精査を経た上で提出すること。

4 補助・委託事業の適切な執行・手続きの簡素化等

補助事業や委託事業は、履行確認を徹底し、その成果を適宜フォローアップするとともに、特にイベントや式典などの運営委託については、安易な全面委託とならないよう、事業者との適切な役割分担を踏まえ、計画的に取り組むこと。

また、補助率は1/2を基本に、事業内容等を勘案のうえ適切に設定するとともに、市町・各種団体への県単独補助金の定額化、申請・実績報告書類の縮減に引き続き取り組むこと。

さらに、補助事業等における県民や事業者からの申請手法については、申請者の利便性や業務の効率化の観点からオンラインによる申請を積極的に進めること。ただし、その際には、高齢者などPCやスマートフォンの扱いに不慣れな方々についても十分に配慮すること。

5 インセンティブの積極的な活用

(1) 予算効率化インセンティブ制度の推進

予算執行の工夫改善を進めるため、アウトソーシングの推進など事業実施方法の見直し、委託業務等の発注方法の見直しや、予算の使い切り意識の是正などを目的とした数量の見直しなど、予算執行方法の効率的な取組による令和6年度の歳出削減効果額（一般財源ベース）の全額を、令和7年度の予算に追加配分する。

(2) 歳入インセンティブ制度

自主財源の確保を進めるため、ネーミングライツや広告掲載、協賛による収入の1/2を、インターネットオークション出品による不要物品の売却等に伴う収入の2/3（物品提供部局・出納局で折半）を、処分が難航している用途廃止済用地等の売却に伴う収入の一定割合（3～5%程度）を、収入年度（収入年度に執行が困難な場合は翌年度）の予算に追加配分する。

6 事務事業数

事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行い、事務事業数を令和6年度事業数の範囲内とすること。

7 事務事業評価の適切な反映

(1) 事業効果の検証を行うため実施した事務事業評価の結果を適切に予算に反映すること。

(2) 令和6年度に実施したひょうご事業改善レビュー対象事業は、自己評価、外部委員会による点検・意見、市町・関係団体等から聴取した意見等を総合的に勘案し、施策検討や予算要求に反映すること。

8 適正な経理事務の執行

適正な経理事務処理を推進するため、下記の実施の徹底を図ること。

- (1) 計画的な予算執行（執行計画の策定）
- (2) 予算執行の明確化（原則、1 事項、1 所管課）
- (3) 予算流用手続の周知
- (4) 予算節約意識の醸成
- (5) 予算繰越制度の活用
- (6) 国庫補助事業と県単独事業の区分経理

V 予算編成作業の見直し

- 1 一般事業枠経費の査定作業は、部長等のマネジメントによる予算配分を基本に、事業内容に変更のない事業は増減を中心とした要求内容の確認に止め、新規・拡充事業を重点的に検討する。
- 2 超過勤務に関する規則に基づく超過勤務縮減に向けた取組として、査定作業終了時間を厳守するとともに、査定スケジュールの管理を徹底する。
また、予算編成に関する業務量の平準化を図るため、予算要求提出を、昨年度から1週間程度前倒して実施する。
- 3 引き続き、ペーパーレスやオンラインヒアリングなどの取組を推進する。
 - (1) ペーパーレス化に関すること
財政課への資料提出にあたっては紙資料を廃止し、原則として電子データで行う。
 - (2) ヒアリングに関すること
対面を基本としつつ、モデルオフィス実施部局や、ヒアリング関係者（財政課予算担当、部局経理担当者、事業課担当者等）が在宅勤務を実施する場合などには、Microsoft Teams等のツールを活用し積極的にオンラインによるヒアリングを実施する。

VI 提出期限

12月6日（金）

<問い合わせ先>

兵庫県財務部財政課予算班 TEL：078-341-7711（内線2448）